（縦覧等の方法）

第十二条　行政機関等は、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（作成等の方法）

第十三条　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合においては、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（縦覧等の方法）

第七条　行政機関等は、法第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（作成等の方法）

第八条　行政機関等は、法第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合においては、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第三号」を「第三条第五号」に改める。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百六十条

二　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第四十五条

（労働基準法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

一　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十九条の三

二　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第三十八条

三　労働災害防止団体法施行規則（昭和三十九年労働省令第十九号）第十三条

四　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）第十三条

五　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第百条の二

六　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第七十五条

（栄養士法施行規則等の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）第二十条第二項

二　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第七条第三項

三　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第七条第三項

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正）

第五条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正）

第六条　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三を削る。

第五条の四第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第五条の三とする。

（最低賃金法施行規則の一部改正）

第七条　最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項」を「「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に、「情報通信技術利用法第二条第五号」を「情報通信技術活用法第三条第七号」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の三中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「「情報通信技術利用法」という。）第三条第七号」を「情報通信技術活用法」という。）第二条第五号」を「情